

## 2. 各出張所等 別

<土別出張所 管内>

# 士別出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----
【Ⅱ 道路施設編】	-----
1. 道路の維持管理実施計画	-----
(1)道路管理一覧	-----
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024年)年度実施計画」	-----
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----
	-----
【Ⅲ 河川施設編】	-----
1. 河川の維持管理実施計画	-----
(1)道管理河川一覧	-----
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024年)年度実施計画」	-----
(3)治水系パトロール実施区間他	-----
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	-----
(1)砂防関係施設一覧	-----
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024年)年度実施計画」	-----
【Ⅴ 資料編】	-----
1. 管内関係機関	-----
2. 水防資材等保管一覧表	-----

## 【はじめに】

### (1)管内の概況

当管内は、北海道の中央部に位置し、東には天塩岳道立自然公園、西には朱鞠内道立自然公園があります。また、北海道第2の延長をもつ天塩川(256km)が剣淵川、名寄川などの支流を合わせ貫流しており、名寄盆地に属する自然環境に恵まれた地域です。

総面積は約2,340km<sup>2</sup>で沖縄県とほぼ同じ面積を有し、2市3町（うち1市については、一部地域のみ）からなっています。管内の総人口は、28,771人です。（住民基本台帳：令和6年1月末現在）

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏は30℃を超える日が続き、冬はマイナス30℃を下回る気温となります。年間降水量は1,000mm、最大積雪深は250cmです。

産業は稲作を中心とした農畜産業と林業が基幹産業となっており、中でも名寄市は餅米生産量が日本一となっています。

また、優れた自然景観を活かした観光や、スポーツ合宿も盛んです。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が27路線～391.8km、河川管理延長が71河川～495.0km、砂防施設が26箇所と治水・利水を目的とした多目的ダム1箇所を管理しています。管内が広大で管理対象である公共土木施設が、その中に点在しているという特徴があります。

### (2)所管区域

士別市・下川町・剣淵町・和寒町・名寄市(旧風連町のみ)

(3)管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	延長km
主要道道	5	140.0
一般道道	22	251.8
合計	27	391.8

○河川

	河川数	管理延長km
天塩川水系	71	495.0
合計	71	495.0

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防施設		地すべり防止施設		急傾斜地施設	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
26	268.7	—	—	—	—

# 1. 道路の維持管理実施計画

## (1) 道路管理一覧

(令和6(2024)年度 旭川建設管理部・士別出張所)

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パトロール延長	備考
主要 道道	48	和寒幌加内線		18.1	18.1	
	60	下川雄武線		27.4	27.4	
	61	士別滝の上線		48.3	48.3	
	99	和寒鷹栖線		11.4	11.4	
	101	下川愛別線		34.8	34.8	
一般 道道	205	上士別ビバカルウシ線		13.2	13.2	
	206	下川風連線		20.1	20.1	
	251	雨竜旭川線		45.4	45.4	
	293	温根別剣淵停車場線		12.3	12.3	
	297	士別停車場線		0.4	0.4	
	328	風連停車場線		0.1	0.1	
	330	下川停車場線		0.2	0.2	
	354	ペンケ下川停車場線		11.3	11.3	
	536	剣淵原野士別線		5.8	5.8	
	537	旭士別線		16.4	16.4	
	538	旭名寄線		5.6	5.6	
	545	三和剣淵線		9.1	9.1	
	639	上士別和寒線		32.6	32.6	
	729	朱鞠内風連線		12.4	12.4	
	758	パンケ風連線		17.7	11.1	未供用区間L=6.6km
	798	西風連名寄線		3.8	3.8	
	850	瑞生下士別線		11.1	11.1	
	888	東陽多寄線		5.9	5.9	
	925	武徳下士別線		5.0	5.0	
	976	西風連士別線		9.5	9.5	
	984	温根別ビバカルウシ線		13.8	13.8	
1161	士別剣淵インター線		0.1	0.1		
		計		391.8	385.2	
		N=27路線				

※延長の単位はkm。令和5(2023)年4月1日現在の数値。

主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路附属)	道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

# 1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(土別出張所管内)

級種	水系名	河川名	市町村名	(km)	級種	水系名	河川名	市町村名	(km)
				管理区間 延長					管理区間 延長
1	天塩川	天塩川	士別市	18.1	1	天塩川	六線川	士別市	0.7
		名寄川	下川町	19.0			八線川	士別市	0.4
		矢文川	下川町	2.5			上九線川	士別市	0.7
		下川パンケ川	下川町	15.0			音無川	剣淵町	3.9
		サンル川	下川町	13.2			刈分川	剣淵町	0.7
		一の沢川	下川町	3.5			パンケペオツペ川	剣淵町	8.4
		サンル十二線川	下川町	5.0			ペンケペオツペ川	剣淵町・和寒町	4.9
		幌内越沢川	下川町	6.5			小沢川	剣淵町	6.9
		桑の沢川	下川町	6.5			六線川	剣淵町・和寒町	7.0
		下川ペンケ川	下川町	10.0			辺乙部川	和寒町	15.2
		三十二線川	下川町	1.7			シブンナイ川	和寒町	1.5
		ウシネビラ川	下川町	1.3			タツネウシペオツペ川	和寒町	2.5
		モサンル川	下川町	5.0			西和川	和寒町	2.5
		シカリベツ川	下川町	9.3			ワッカウエンナイ川	和寒町	0.6
		風連別川	名寄市	21.5			マタルクシュケネブチ川	和寒町	8.6
		忠烈布川	名寄市	6.7			ワッカウエンナイ川	士別市	7.4
		長根川	名寄市	4.5			川西五線川	士別市	3.6
		東生川	名寄市	7.2			中士別十線川	士別市	3.6
		タヨロマ川	名寄市・士別市	24.8			金川	士別市	12.6
		クラヌマ川	名寄市	2.3			パンケヌカナンブ川	士別市	7.5
		クマウシュナイ川	名寄市	4.0			銀川	士別市	3.1
		トーフトナイ川	名寄市	3.1			西内大部川	士別市	4.0
		ポントーフトナイ川	名寄市	2.2			東内大部川	士別市	5.0
		新タヨロマ川	士別市	3.1			士別パンケ川	士別市	5.0
		オーツナイ川	士別市	1.3			ヌプリシロマナイ川	士別市	6.0
		剣淵川	士別市・剣淵町 ・和寒町	39.0			パンケヌカナンブ川	士別市	12.0
		チューブス川	士別市	2.4			右の沢川	士別市	4.0
		犬牛別川	士別市・剣淵町	36.6			二股川	士別市	0.5
		イパノマップ川	士別市・剣淵町	12.0			朝日六線川	士別市	3.2
		ポンイパノマップ川	士別市	4.0			登和里川	士別市	3.8
		ニセイパロマナイ川	士別市	6.5			似峡川	士別市	9.3
		温根別川	士別市	12.7			四線川	士別市	0.5
		オロウエンベツ川	士別市	6.5					
		シュルクタウシベツ川	士別市	8.0		計	1水系71河川		495.0
		小沢川	士別市	4.0					
		仲線川	士別市	2.7					
		アベノサワ川	士別市	1.3					
		九線川(南8線川)	士別市	5.0					
		五線川	士別市	1.4					



# 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの閉閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの閉閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)		
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○堤防目視点検を実施 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html</a>	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html</a>	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親む利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html</a>	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html</a>	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出穂期前一斉点検は市町村等と連携して実施	※H20年度一斉点検実施済	

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる	○該当なし		
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○H23年北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去			「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討				
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_anzen.html</a>		

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草		水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施 ○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理 ○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施		・PRを行っている市町村なし ・R5の実績なし	除草区間図に明示
	上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施				除草区間図に明示
	周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				除草区間図に明示
環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施				
			○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施				

## 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する	○施設年点検 ○不具合時点検保守	
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			施設箇所明示(パトロール図)
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			施設箇所明示(パトロール図)
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	○防災情報連絡会議(6月予定)	水防等資材保管一覧表(別途資料)
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出	○年度当初点検の報告は、翌月10日までに出張所へ提出 ○操作不具合箇所は、早急に対処する	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7~10月各1回	
		臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる	○警戒体制時の巡回の徹底を図る		

# 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

## (1) 砂防関係施設一覧

### 砂防施設

番号	級	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	1	天塩川	下川ペンケ川	砂防えん堤	S30～S31	下川町	下川ペンケ川1号砂防えん堤
2	1	天塩川	3線川	砂防えん堤	S31	士別市	3線川1号砂防えん堤
3	1	天塩川	西内大部川	砂防えん堤	S36～S37 H3～H10	士別市	西内大部川内大部砂防えん堤
4	1	天塩川	朝日六線川	砂防えん堤	S48～S50	士別市(朝日町)	朝日六線川砂防えん堤
5	1	天塩川	下川ペンケ川	砂防えん堤	S50～S53	下川町	下川ペンケ川2号砂防えん堤
6	1	天塩川	九線川	砂防えん堤	S53～S54	士別市(朝日町)	朝日九線川砂防えん堤
7	1	天塩川	朝日六線川	溪流保全工	S54～S62	士別市(朝日町)	朝日六線川溪流保全工
8	1	天塩川	朝日九線川	溪流保全工	S55～S62	士別市(朝日町)	朝日九線川溪流保全工
9	1	天塩川	サンル十二線川	砂防えん堤	S55～S58	下川町	サンル12線川1号砂防えん堤
10	1	天塩川	南八線川及び南8線川	砂防えん堤	S56～S60	士別市	南8線川砂防えん堤
11	1	天塩川	ヌプリシロマナイ川	砂防えん堤	S61～S63	士別市(朝日町)	ヌプリシロマナイ川1号砂防えん堤
12	1	天塩川	ペンケヌカナンブ川	砂防えん堤	S63～H3	士別市(朝日町)	ペンケヌカナンブ川1号砂防えん堤
13	1	天塩川	登和里川	砂防えん堤	S63～H元	士別市(朝日町)	登和里川1号砂防えん堤
14	1	天塩川	南八線川	溪流保全工	H元～H2	士別市	南八線川溪流保全工
15	1	天塩川	右の沢川	砂防えん堤	H元～H2	士別市(朝日町)	右の沢川2号砂防えん堤
16	1	天塩川	左の沢川	砂防えん堤	H2～H4	士別市(朝日町)	左の沢川砂防えん堤
17	1	天塩川	北三の沢川	砂防えん堤	H3～H4	士別市(朝日町)	北三の沢川砂防えん堤
18	1	天塩川	西内大部川	溪流保全工	H5～H10	士別市	西内大部川溪流保全工
19	1	天塩川	ヌプリシロマナイ川及び右の沢川並びに北三の沢川	溪流保全工	H4～H13	士別市(朝日町)	ヌプリシロマナイ川溪流保全工
19-1	1	天塩川	ヌプリシロマナイ川	床固工	H5	士別市(朝日町)	ヌプリシロマナイ川1号床固工
20	1	天塩川	天塩川	床固工群	H5～H14	士別市(朝日町)	1号～11号床固工 N=11基
22	1	天塩川	イパノマップ川	溪流保全工	H7～H14	士別市	イパノマップ川溪流保全工
23	1	天塩川	朝日六線川	流木捕捉工	H22～H24	士別市(朝日町)	流木捕捉工
24	1	天塩川	ヌプリシロマナイ川	流木捕捉工	H22～H23	士別市(朝日町)	流木捕捉工
25	1	天塩川	温根別小学校裏の沢川	砂防えん堤	H22～H24	士別市	砂防えん堤
26	1	天塩川	十六線川	砂防えん堤	R1～R4	和寒町	砂防えん堤
27	1	天塩川	朝日六線川	砂防えん堤	H28～R5	士別市(朝日町)	朝日六線川2号砂防えん堤

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所等で草本類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			

「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 士別出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施  
【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報 システム保守点検運用 費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

## 1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
<国の関係機関>		
旭川開発建設部 士別道路事務所	士別市大通西 15 丁目 3142 番地 31	0 1 6 5 - 2 3 - 3 1 4 6
旭川開発建設部 名寄河川事務所	名寄市西 6 条南 9 丁目	0 1 6 5 4 - 3 - 3 1 7 7
旭川開発建設部 名寄河川事務所 岩尾内ダム管理支所	士別市朝日町岩尾内 7314 番地	0 1 6 5 - 2 8 - 2 3 0 1
旭川開発建設部サンルダム管理支所	上川郡下川町珊瑚 1 5 9 5 番地	0 1 6 5 5 - 4 - 3 9 2 1
<道の関係機関>		
上川総合振興局地域創生部地域政策課	旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 - 1	0 1 6 6 - 4 6 - 5 9 1 8
旭川建設管理部 本部	旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 - 1	0 1 6 6 - 4 6 - 5 1 5 3
旭川建設管理部 事業課	旭川市東 3 条 5 丁目 1 - 4 4	0 1 6 6 - 2 6 - 4 4 6 1
旭川建設管理部 美深出張所	中川郡美深町西 3 条北 2 丁目	0 1 6 5 6 - 2 - 1 0 8 1
網走建設管理部 紋別出張所	紋別市新生 3 9 - 4 2	0 1 5 8 - 2 4 - 2 1 9 6
網走建設管理部 興部出張所	紋別郡興部町字興部 1 0 8	0 1 5 8 - 8 2 - 2 1 1 5
名寄警察署	名寄市大通南 1 丁目 2 番地	0 1 6 5 4 - 2 - 0 1 1 0
名寄警察署 下川駐在所	上川郡下川町西町 2 1 7	0 1 6 5 5 - 4 - 2 0 4 2
士別警察署	士別市東 5 条 5 丁目	0 1 6 5 - 2 3 - 0 1 1 0
士別警察署 和寒駐在所	上川郡和寒町西町	0 1 6 5 - 3 2 - 2 1 1 0
士別警察署 剣淵駐在所	上川郡剣淵町仲町 7 - 1 1	0 1 6 5 - 3 4 - 2 1 3 1
<市町村の関係機関>		
士別市	士別市東 6 条 4 丁目 1 番地	0 1 6 5 - 2 3 - 3 1 2 1
士別市 朝日支所	士別市朝日町中央 4 0 4 0 番地	0 1 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1
名寄市	名寄市大通南 1 丁目 1 番地	0 1 6 5 4 - 3 - 2 1 1 1
名寄市 風連庁舎	名寄市風連町西町 1 9 6 - 1	0 1 6 5 5 - 3 - 2 5 1 1
和寒町	上川郡和寒町西町 1 2 0 番地	0 1 6 5 - 3 2 - 2 4 2 1
剣淵町	上川郡剣淵町仲町 3 7 番 1 号	0 1 6 5 - 3 4 - 2 1 2 1
下川町	上川郡下川町幸町 6 3 番地	0 1 6 5 5 - 4 - 2 5 1 1
士別地方消防事務組合消防本部	士別市東 6 条 4 丁目	0 1 6 5 - 2 3 - 4 0 7 9
士別地方消防事務組合消防署	士別市東 6 条 4 丁目	0 1 6 5 - 2 3 - 2 6 1 9
士別地方消防事務組合消防署朝日支所	士別市朝日町中央 4 0 4 0 番地	0 1 6 5 - 2 8 - 3 0 1 1
士別地方消防事務組合剣淵支署	上川郡剣淵町仲町 3 7 番 1 号	0 1 6 5 - 3 4 - 2 1 3 2
士別地方消防事務組合和寒支署	上川郡和寒町西町 1 0 9 番地	0 1 6 5 - 3 2 - 2 1 1 9
名寄消防署風連出張所	名寄市風連町南町 6 5	0 1 6 5 5 - 3 - 2 1 1 9
上川北部消防事務組合下川消防署	上川郡下川町幸町 6 3	0 1 6 5 5 - 4 - 2 1 1 9
<その他関係機関>		



## 2. 水防資材等保管一覧表

(令和6年2月1日現在)

建管名 ・出張所等 (保管場所)	資材名	土のう袋 (袋)	排水ポンプ (台)	オイルフェンス (m)	油吸着材 (kg)	吸着マット (枚)	中和剤 (ℓ)	その他 名称数量
旭川 士別	士別市西4条北1丁目 出張所倉庫	470		361	257	1,420		

※資材の数量は、使用・補充のため日々変動する。